

加入金徴収取扱要綱

(趣 旨)

第 1 条新潟市給水条例（昭和33年新潟市条例第32号。以下「条例」という。）

第33条の2 に規定する加入金の徴収扱いについては、この要綱に定めるところによる。

(徴収対象)

第 2 条加入金は、給水装置の新設、又は変更（メーターの口径を増す場合に限る。）をするものからメーターの口径に応じて徴収する。

(加入金の額)

第 3 条加入金の額は、条例第33条の2 に定める金額とする。ただし、変更の場合の加入金の額は、メーターの新口径に应ずる加入金の額と旧口径に应ずる加入金の額との差額とする。

(徴収、追徴及び還付)

第 4 条加入金は、条例第12条第 1 項本文の規定による設計の終了又は同条第 2 項第 1 号の規定による審査の終了の際納入通知書により徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、その後に徴収することができる。

2 給水装置工事の完成前に当該工事の申込みを取消したときは、既納の加入金は還付する。

3 給水装置工事の設計変更により、加入金の額に変更を生じたときは、給水装置工事の設計変更の審査終了の際、変更に係るメーターの口径に应ずる加入金の額の差額を追徴若しくは還付する。

4 前 2 項に定める場合を除くほか、既納の加入金は還付しない。

(加入金の免除)

第 5 条次の各号に掲げる場合は、加入金の徴収を免除する。

(1) 生活保護法に基づく生活扶助を受けているものが、給水装置を新設する場合

加入金徴収取扱要綱

(2) 共用せんの使用をやめ、同一場所において専用せんを新設する場合、若しくは共用せんを撤廃し別の場所に専用せんを新設する場合で、新設するメーターの口径が13ミリメートルであるとき。

(3) 給水装置の所有者が、その所有にかかる給水装置を撤廃し、同一口径の給水装置を新設する場合

(その他)

第6条その他、加入金の取扱いについて必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、新潟市給水条例(昭和33年新潟市条例第32号)の施行の日(昭和51年4月1日)から施行する。

(経過措置)

2 改正条例の施行日前に申込みされた給水装置工事の取扱いは次の各号による。

(1) 施行日前に申込みされた給水装置工事であっても、施行日以後2か月以内に当該工事を施行(着手)しないものについては、改正条例の加入金を適用する

(2) 施行日前に給水装置工事の申込みをした場合で、当該工事に関連する行政庁の許認可等の遅延又はその他特殊事情により、施行日以後2か月以内に工事に着手できない時は、当該期間について管理者が必要と認める範囲内においてこれを延長することができる。

(3) 期間の計算は、次のとおりとする。

ア 施行日前とは、昭和51年5月31日までをいう。

イ 施行日以後2か月以内とは、昭和51年4月1日から同年5月31日までをいう。

(4) (1) で定める施行(着手)とは、屋内配管工事に着手したことも含むものとする。